

報道関係者 各位

長野労働局発表(03-64)

令和3年11月29日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 浜 幸好

室長補佐 宮澤明芳

(代表電話) 026(223)0555

## 長野県の特定最低賃金が改正されます ～ 前年より22円の引上げ ～

- 1 長野労働局長(小野寺喜一)は、現行の長野県の特定(産業別)最低賃金をそれぞれ22円引上げすることを決定し、官報公示を行いました。
- 2 これにより、長野県はん用機械器具等最低賃金は、令和3年12月16日から時間額927円、長野県計量器等最低賃金は、令和3年12月29日から時間額916円、長野県各種商品小売業最低賃金は、令和3年12月31日から時間額879円になります。
- 3 長野労働局では、今後、改正した長野県の特定最低賃金の周知や支払の履行確保に向けた指導等を進めてまいります。
- 4 長野県の特定最低賃金及び賃金の引上げの環境整備、雇用の維持を図るための各種支援策についても、広く周知を行い、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/chingin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/index.html)

(参考) 長野県はん用機械器具等最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	865円	883円	903円	905円	927円
対前年度引上げ額	17円	18円	20円	2円	22円
対前年度引上げ率	2.00%	2.08%	2.27%	0.22%	2.43%

(参考) 長野県計量器等最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	854円	872円	892円	894円	916円
対前年度引上げ額	17円	18円	20円	2円	22円
対前年度引上げ率	2.03%	2.11%	2.29%	0.22%	2.46%

(参考) 長野県各種商品小売業最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	817円	835円	855円	857円	879円
対前年度引上げ額	17円	18円	20円	2円	22円
対前年度引上げ率	2.13%	2.20%	2.40%	0.23%	2.57%